

債券内容説明書
平成 27 年 7 月 29 日現在

第 79 ・ 80 ・ 81 回
鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券

証券情報の部



独立行政法人

鉄道建設・運輸施設整備支援機構

1. 本「債券内容説明書証券情報の部」（以下「本説明書証券情報の部」という。）において記載する「第 79・80・81 回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券」（以下「本債券」という。）は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成 14 年法律第 180 号。以下「機構法」という。）第 19 条に基づき、国土交通大臣の認可を受けて、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「当機構」という。）が発行する債券です。
2. 本債券は政府保証の付されていない公募債券です。
3. 本説明書証券情報の部と同時に投資家に交付された「債券内容説明書法人情報の部」（以下「本説明書法人情報の部」といい、本説明書証券情報の部とあわせて、以下「本説明書」という。）は、本債券の発行者である当機構の詳細について記載し、本説明書証券情報の部と一体をなします。本説明書法人情報の部には、当機構の経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項及びその他の事項を平成 26 年 9 月 30 日時点以前の情報に基づき記載しています。本債券への投資判断にあたっては、本説明書法人情報の部も併せてご覧下さい。
4. 本債券については、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 3 条により同法第 2 章の規定が適用されず、従って、その募集について同法第 4 条第 1 項の規定による届出は行われておりません。本説明書は、本債券に対する投資家の投資判断に資するために、当機構の事業等について、並びに当機構の前身である日本鉄道建設公団（以下「旧公団」という。）及び運輸施設整備事業団（以下「旧事業団」という。）に関してそれぞれ日本鉄道建設公団法（昭和 39 年法律第 3 号）及び運輸施設整備事業団法（平成 9 年法律第 83 号）の規定等に基づき作成された財務諸表、附属明細書、事業報告書等の既存の開示資料を抜粋又は要約して当機構が任意に作成したものであり、金融商品取引法第 13 条第 1 項に基づく目論見書ではありません。また、本説明書法人情報の部中の財務諸表については、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項に規定される監査証明は受けておりません。
なお、その他本債券の詳細については、発行要項を併せてご覧下さい。
5. 当機構の財務諸表は、「中央省庁等改革基本法」（平成 10 年法律第 103 号）第 38 条第 3 号及び「独立行政法人通則法」（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 37 条により原則として企業会計原則に基づき処理されるとともに、「独立行政法人会計基準」、「独立行政法人会計基準注解」（平成 12 年 2 月 16 日独立行政法人会計基準研究会）、機構法、国土交通大臣の認可を受けて定めた「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構業務方法書」及び同大臣への届出が義務付けられている「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構会計規程」等に準拠して作成されます。
また、当機構の財務諸表は、通則法第 38 条第 1 項及び第 2 項により、毎事業年度の終了後 3 月以内に、監査報告及び会計監査報告を添付した財務諸表を国土交通大臣に提出してその承認を受けなければならないとされております。
6. 当機構は、特殊法人等改革基本法（平成 13 年法律第 58 号）及び特殊法人等整理合理化計画（平成 13 年 12 月 19 日閣議決定）に基づき、旧公団及び旧事業団の業務を承継する独立行政法人として設立されました。機構法附則第 2 条及び第 3 条により、機構の成立の時ににおいて解散した旧公団及び旧事業団の一切の権利及び義務は、国が承継する資産を除き、当機構が承継しております。

本説明書に関する連絡場所

横浜市中区本町六丁目 50 番地 1 横浜アイランドタワー

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 経理資金部資金企画課

電話番号 045 (222) 9040

目 次

証券情報の部

第1 募集要項

1. 新規発行債券（4年債）	1
2. 債券の引受け及び債券発行事務の委託（4年債）	5
3. 新規発行債券（10年債）	6
4. 債券の引受け及び債券発行事務の委託（10年債）	10
5. 新規発行債券（20年債）	11
6. 債券の引受け及び債券発行事務の委託（20年債）	15
7. 本債券の発行により調達する資金の使途	15

第2 参照情報

1. 参照書類	16
2. 参照書類の補完情報	16
3. 参照書類を縦覧に供している場所	41

第 1 募集要項

1. 新規発行債券（4 年債）

銘 柄	第 79 回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	債 券 の 総 額	金 15,000,000,000 円
社債、株式等の振替に関する法律の適用	本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）の規定の適用を受けるものとする。	発 行 価 額 の 総 額	金 15,000,000,000 円
各 債 券 の 金 額	1,000 万円	申 込 期 間	平成 27 年 7 月 29 日
発 行 価 格	各債券の金額 100 円につき金 100 円	申 込 証 拠 金	各債券の金額 100 円につき金 100 円とし、払込期日に払込金に振替充当する。 申込証拠金には、利息を付けない。
利 率	年 0.136 パーセント	払 込 期 日	平成 27 年 8 月 19 日
利 払 日	毎年 3 月 20 日及び 9 月 20 日	申 込 取 扱 場 所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
償 還 期 限	平成 31 年 9 月 20 日	振 替 機 関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号
募 集 の 方 法	一般募集		
利息支払の方法	1. 利息支払の方法及び期限 (1) 本債券の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成 28 年 3 月 20 日を第 1 回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年 3 月 20 日及び 9 月 20 日の 2 回に、各その日までの前半箇年分を支払う。 (2) 発行日の翌日から平成 27 年 9 月 20 日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもってこれを計算する。 (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。 (4) 償還期日後は、利息をつけない。		
償 還 の 方 法	1. 償還金額 各債券の金額 100 円につき金 100 円 2. 償還の方法及び期限 (1) 本債券の元金は、平成 31 年 9 月 20 日にその総額を償還する。 (2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。 (3) 本債券の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。		
担 保	本債券の債権者は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の定めるところにより、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「当機構」という。）の財産について、他の債権者に先だって自己の債権の弁済を受ける権利を有する。		
財 務 上 の 特 約	担保提供制限	該当条項なし（本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）	
	その他の条項	該当条項なし	

摘 要	1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付 (1) 株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。） 本債券について、当機構は R&I から A A の信用格付を平成 27 年 7 月 29 日付で取得している。 R&I の信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性（信用力）に対する R&I の意見である。R&I は信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&I の信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&I は、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。 R&I は、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&I は、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。 利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったと R&I が判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。 本債券の申込期間中に本債券に関して R&I が公表する情報へのリンク先は、R&I のホームページ（http://www.r-i.co.jp/jpn/）の「ニュースリリース/クレジットコメント」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックした「格付ニュース一覧」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することが出来ない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。 R&I:電話番号 03-3276-3511 (2) ムーディーズ・ジャパン株式会社（以下「ムーディーズ」という。） 本債券について、当機構はムーディーズから A 1 の信用格付を平成 27 年 7 月 29 日付で取得している。 ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについてのムーディーズの現時点の意見である。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産上の損失と定義している。ムーディーズの信用格付は、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動性リスク及びその他のリスクについて言及するものではない。ムーディーズの信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではない。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、（明示的、黙示的を問わず）いかなる保証も行っていない。発行体又は債務の信用リスクは、発行体から入手した情報、又は公開情報に基づき評価される。ムーディーズは、信用格付を付与する際に用いる情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、すべての必要な措置を講じている。しかし、ムーディーズは監査を行うものではなく、格付の過程で受領した情報について常に独自に確認することはできない。ムーディーズは、必要と判断した場合に本格付を変更することがある。また、ムーディーズは、資料、情報の不足や、その他の状況により、本格付を取り下げることがある。 本債券の申込期間中に本債券に関してムーディーズが公表する情報へのリンク先は、ムーディーズのホームページ（http://www.moody.co.jp/）の「当社格付に関する情報」の「レポート」コーナーの「プレスリリース - ムーディーズ・ジャパン」をクリックして表示される「格付情報：ムーディーズ・ジャパン株式会社」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することが出来ない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。 ムーディーズ:電話番号 03-5408-4100
------------	---

摘 要	2. 募集の受託会社 (1) 本債券に関する募集の受託会社（以下「募集の受託会社」という。）は、株式会社みずほ銀行とする。 (2) 募集の受託会社は、本債券の債権者のために本債券に基づく支払の弁済を受け、又は本債券の債権者の権利の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限及び義務を有する。 (3) 募集の受託会社は、法令、本債券の発行要項（以下「本要項」という。）並びに当機構及び募集の受託会社との間の平成 27 年 7 月 29 日付第 79 回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券募集委託契約証書（以下「募集委託契約」という。）に定める職務を行う。 (4) 本債券の債権者は、募集委託契約に定める募集の受託会社の権限及び義務に関するすべての規定の利益並びに募集の受託会社によるかかる権限の行使及びかかる義務の履行による利益を享受することができる。 3. 期限の利益喪失に関する特約 当機構は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本債券について期限の利益を失う。 (1) 当機構が別記「利息支払の方法」欄第 1 項又は別記「償還の方法」欄第 2 項の規定に違背し、5 営業日以内に履行又は治癒されないとき。 (2) 当機構が発行する本債券以外の債券又はその他の借入金債務について期限の利益を喪失し、又は期限が到来したにもかかわらず 5 営業日以内にその弁済をすることができないとき。又は、当機構以外の債券若しくはその他の借入金債務に対して当機構が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、契約上定められた保証債務を履行すべき期間の最終日から 5 営業日以内にその履行がされないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が 30 億円を超えない場合は、この限りでない。 (3) 当機構が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ当機構の解散期日の 1 箇月前までに、本債券の債務の総額について他の法人に承継する法令が公布されていないとき。 (4) 法令若しくは裁判所の決定により、当機構又は当機構が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、破産手続、株式会社における更生手続、特別清算手続その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。 4. 期限の利益喪失の公告 前項の規定により当機構が本債券について期限の利益を喪失したときは、募集の受託会社はその旨を本欄第 5 項(2)に定める方法により公告する。 5. 公告の方法 (1) 本債券に関し、本債券の債権者の利害に関係を有する事項であつて、募集の受託会社が債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。 (2) 本債券につき公告の必要が生じた場合は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪府で発行される各 1 種以上の新聞紙にこれを掲載することにより行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。 6. 債券原簿の公示 当機構は、その本社に債券原簿を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。 7. 本要項の変更 (1) 当機構は、募集の受託会社と協議のうえ、本債券の債権者の利害に重大なる関係を有する事項を除き、本要項を変更することができる。 (2) 前号に基づき本要項が変更されたときは、当機構はその内容を公告する。ただし、当機構と募集の受託会社が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りでない。 8. 本債券の債権者集会 (1) 本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、本債券の全部についてするその支払の猶予その他本債券の債権者の利害に重大な影響を及ぼす事項について決議をすることができる。 (2) 債権者集会は、東京都において行う。 (3) 債権者集会は、当機構又は募集の受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の 3 週間前までに、債権者集会を招集する旨及び債権者集会の目的である事項その他必要な事項を公告する。
------------	---

摘 要	(4) 本債券総額（償還済みの額を除く。また、当機構が有する本債券の金額はこれに算入しない。）の 10 分の 1 以上に当たる本債券を有する債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を募集の受託会社に提出して、債権者集会の招集を請求することができる。 (5) 本債券の債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有するものとする。 (6) 前号の規定にかかわらず、当機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。 (7) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者（議決権を行使することができる本債券の債権者をいう。以下本募集要項において同じ。）の議決権の総額の 5 分の 1 以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の 3 分の 2 以上の議決権を有する者の同意がなければならない。 (8) 前号の場合においては、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、かかる決議は効力を有しない。 ①債権者集会の招集の手續又はその決議の方法が法令又は本要項の定めに違反するとき ②決議が不正の方法によって成立するに至ったとき ③決議が著しく不公正であるとき ④決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき (9) 本債券の債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。当機構は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べるることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債券の債権者は、募集の受託会社が定めるところにしたがい、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。 (10) 債権者集会の決議は、本債券を有するすべての債権者に対して効力を有するものとし、その執行は募集の受託会社があたるものとする。 (11) 本項に定めるほか債権者集会に関する手續は当機構と募集の受託会社が協議して定め、本欄第 5 項(2)に定める方法により公告する。 (12) 本項の手續に要する合理的な費用は、当機構の負担とする。 9. 募集の受託会社への事業概況等の報告 (1) 当機構は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を募集の受託会社に提出する。 (2) 募集の受託会社は、本債券の債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約又は当機構の内部規則その他の定めに反しない範囲において、当機構に対し、業務、財産状況を知るために必要な書類の提出を請求することができる。
------------	---

2. 債券の引受け及び債券発行事務の委託（4年債）

	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額	引受けの条件
債券の引受	野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	百万円 5,400	1. 引受人は、 本債券の全 額につき、 共同して買 取引受を行 う。 2. 本債券の引 受 手 数 料 は、総 額 3,000 万円 とする。
	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	3,700	
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	3,700	
	ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区六本木六丁目10番1号	2,200	
計		15,000		
債券発行事務の受託	債券発行事務 受託会社の名称	住 所		
	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号		

3. 新規発行債券（10 年債）

銘 柄	第 80 回鉄道建設・運輸施設 整備支援機構債券	債 券 の 総 額	金 10,000,000,000 円
社債、株式等の振 替 に 関 す る 法 律 の 適 用	本債券は、社債、株式等の振替に関 する法律（平成 13 年法律第 75 号） の規定の適用を受けるものとする。	発 行 価 額 の 総 額	金 10,000,000,000 円
各 債 券 の 金 額	1,000 万円	申 込 期 間	平成 27 年 7 月 29 日
発 行 価 格	各債券の金額 100 円につき金 100 円	申 込 証 拠 金	各債券の金額 100 円につき金 100 円 とし、払込期日に払込金に振替充当 する。 申込証拠金には、利息を付けない。
利 率	年 0.514 パーセント	払 込 期 日	平成 27 年 8 月 19 日
利 払 日	毎年 6 月 20 日及び 12 月 20 日	申 込 取 扱 場 所	別項引受金融商品取引業者の本店 及び国内各支店
償 還 期 限	平成 37 年 8 月 19 日	振 替 機 関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号
募 集 の 方 法	一般募集		
利息支払の方法	1. 利息支払の方法及び期限 (1) 本債券の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成 27 年 12 月 20 日 を第 1 回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年 6 月 20 日及び 12 月 20 日の 2 回に、各その日までの前半箇年分を支払う。 (2) 発行日の翌日から第 1 回の利払期日までの期間につき利息を計算するとき及び償還 の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもってこれを計算 する。 (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。 (4) 償還期日後は、利息をつけない。		
償 還 の 方 法	1. 償還金額 各債券の金額 100 円につき金 100 円 2. 償還の方法及び期限 (1) 本債券の元金は、平成 37 年 8 月 19 日にその総額を償還する。 (2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。 (3) 本債券の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。		
担 保	本債券の債権者は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の定めるところに より、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「当機構」という。）の財産に ついて、他の債権者に先だって自己の債権の弁済を受ける権利を有する。		
財 務 上 の 特 約	担保提供制限	該当条項なし（本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）	
	その他の条項	該当条項なし	

摘 要	1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付 (1) 株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。） 本債券について、当機構は R&I から A A の信用格付を平成 27 年 7 月 29 日付で取得している。 R&I の信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性（信用力）に対する R&I の意見である。R&I は信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&I の信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&I は、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。 R&I は、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&I は、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。 利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったと R&I が判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。 本債券の申込期間中に本債券に関して R&I が公表する情報へのリンク先は、R&I のホームページ（http://www.r-i.co.jp/jpn/）の「ニュースリリース/クレジットコメント」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックした「格付ニュース一覧」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することが出来ない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。 R&I:電話番号 03-3276-3511 (2) ムーディーズ・ジャパン株式会社（以下「ムーディーズ」という。） 本債券について、当機構はムーディーズから A 1 の信用格付を平成 27 年 7 月 29 日付で取得している。 ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについてのムーディーズの現時点の意見である。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産上の損失と定義している。ムーディーズの信用格付は、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動性リスク及びその他のリスクについて言及するものではない。ムーディーズの信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではない。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、（明示的、黙示的を問わず）いかなる保証も行っていない。発行体又は債務の信用リスクは、発行体から入手した情報、又は公開情報に基づき評価される。ムーディーズは、信用格付を付与する際に用いる情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、すべての必要な措置を講じている。しかし、ムーディーズは監査を行うものではなく、格付の過程で受領した情報について常に独自に確認することはできない。ムーディーズは、必要と判断した場合に本格付を変更することがある。また、ムーディーズは、資料、情報の不足や、その他の状況により、本格付を取り下げることがある。 本債券の申込期間中に本債券に関してムーディーズが公表する情報へのリンク先は、ムーディーズのホームページ（http://www.moody.co.jp/）の「当社格付に関する情報」の「レポート」コーナーの「プレスリリース - ムーディーズ・ジャパン」をクリックして表示される「格付情報：ムーディーズ・ジャパン株式会社」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することが出来ない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。 ムーディーズ:電話番号 03-5408-4100
------------	---

摘 要	2. 募集の受託会社 (1) 本債券に関する募集の受託会社（以下「募集の受託会社」という。）は、株式会社みずほ銀行とする。 (2) 募集の受託会社は、本債券の債権者のために本債券に基づく支払の弁済を受け、又は本債券の債権者の権利の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限及び義務を有する。 (3) 募集の受託会社は、法令、本債券の発行要項（以下「本要項」という。）並びに当機構及び募集の受託会社との間の平成 27 年 7 月 29 日付第 80 回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券募集委託契約証書（以下「募集委託契約」という。）に定める職務を行う。 (4) 本債券の債権者は、募集委託契約に定める募集の受託会社の権限及び義務に関するすべての規定の利益並びに募集の受託会社によるかかる権限の行使及びかかる義務の履行による利益を享受することができる。 3. 期限の利益喪失に関する特約 当機構は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本債券について期限の利益を失う。 (1) 当機構が別記「利息支払の方法」欄第 1 項又は別記「償還の方法」欄第 2 項の規定に違背し、5 営業日以内に履行又は治癒されないとき。 (2) 当機構が発行する本債券以外の債券又はその他の借入金債務について期限の利益を喪失し、又は期限が到来したにもかかわらず 5 営業日以内にその弁済をすることができないとき。又は、当機構以外の債券若しくはその他の借入金債務に対して当機構が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、契約上定められた保証債務を履行すべき期間の最終日から 5 営業日以内にその履行がされないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が 30 億円を超えない場合は、この限りでない。 (3) 当機構が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ当機構の解散期日の 1 箇月前までに、本債券の債務の総額について他の法人に承継する法令が公布されていないとき。 (4) 法令若しくは裁判所の決定により、当機構又は当機構が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、破産手続、株式会社における更生手続、特別清算手続その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。 4. 期限の利益喪失の公告 前項の規定により当機構が本債券について期限の利益を喪失したときは、募集の受託会社はその旨を本欄第 5 項(2)に定める方法により公告する。 5. 公告の方法 (1) 本債券に関し、本債券の債権者の利害に関係を有する事項であつて、募集の受託会社が債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。 (2) 本債券につき公告の必要が生じた場合は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各 1 種以上の新聞紙にこれを掲載することにより行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。 6. 債券原簿の公示 当機構は、その本社に債券原簿を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。 7. 本要項の変更 (1) 当機構は、募集の受託会社と協議のうえ、本債券の債権者の利害に重大なる関係を有する事項を除き、本要項を変更することができる。 (2) 前号に基づき本要項が変更されたときは、当機構はその内容を公告する。ただし、当機構と募集の受託会社が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りでない。 8. 本債券の債権者集会 (1) 本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、本債券の全部についてするその支払の猶予その他本債券の債権者の利害に重大な影響を及ぼす事項について決議をすることができる。 (2) 債権者集会は、東京都において行う。 (3) 債権者集会は、当機構又は募集の受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の 3 週間前までに、債権者集会を招集する旨及び債権者集会の目的である事項その他必要な事項を公告する。
------------	---

摘 要	(4) 本債券総額（償還済みの額を除く。また、当機構が有する本債券の金額はこれに算入しない。）の 10 分の 1 以上に当たる本債券を有する債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を募集の受託会社に提出して、債権者集会の招集を請求することができる。 (5) 本債券の債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有するものとする。 (6) 前号の規定にかかわらず、当機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。 (7) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者（議決権を行使することができる本債券の債権者をいう。以下本募集要項において同じ。）の議決権の総額の 5 分の 1 以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の 3 分の 2 以上の議決権を有する者の同意がなければならない。 (8) 前号の場合においては、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、かかる決議は効力を有しない。 ①債権者集会の招集の手続又はその決議の方法が法令又は本要項の定めに違反するとき ②決議が不正の方法によって成立するに至ったとき ③決議が著しく不公正であるとき ④決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき (9) 本債券の債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。当機構は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べるることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債券の債権者は、募集の受託会社が定めるところにしたがい、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。 (10) 債権者集会の決議は、本債券を有するすべての債権者に対して効力を有するものとし、その執行は募集の受託会社があたるものとする。 (11) 本項に定めるほか債権者集会に関する手続は当機構と募集の受託会社が協議して定め、本欄第 5 項(2)に定める方法により公告する。 (12) 本項の手続に要する合理的な費用は、当機構の負担とする。 9. 募集の受託会社への事業概況等の報告 (1) 当機構は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を募集の受託会社に提出する。 (2) 募集の受託会社は、本債券の債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約又は当機構の内部規則その他の定めに反しない範囲において、当機構に対し、業務、財産状況を知るために必要な書類の提出を請求することができる。
------------	---

4. 債券の引受け及び債券発行事務の委託（10 年債）

債券の引受	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額	引受けの条件
	野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号	百万円	1. 引受人は、 本債券の全 額につき、 共同して買 取引受を行 う。 2. 本債券の引 受 手 数 料 は、 総 額 3,000 万円 とする。
	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 5 番 2 号	3,500 2,500	
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号	2,500	
	ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号	1,500	
	計		10,000	
債券発行事務の受託	債 券 発 行 事 務 受 託 会 社 の 名 称	住 所		
	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 5 号		

5. 新規発行債券（20 年債）

銘 柄	第 81 回鉄道建設・運輸施設 整備支援機構債券	債 券 の 総 額	金 8,000,000,000 円
社債、株式等の振 替 に 関 す る 法 律 の 適 用	本債券は、社債、株式等の振替に関 する法律（平成 13 年法律第 75 号） の規定の適用を受けるものとする。	発 行 価 額 の 総 額	金 8,000,000,000 円
各 債 券 の 金 額	1,000 万円	申 込 期 間	平成 27 年 7 月 29 日
発 行 価 格	各債券の金額 100 円につき金 100 円	申 込 証 拠 金	各債券の金額 100 円につき金 100 円 とし、払込期日に払込金に振替充当 する。 申込証拠金には、利息を付けない。
利 率	年 1.221 パーセント	払 込 期 日	平成 27 年 8 月 19 日
利 払 日	毎年 6 月 20 日及び 12 月 20 日	申 込 取 扱 場 所	別項引受金融商品取引業者の本店 及び国内各支店
償 還 期 限	平成 47 年 8 月 17 日	振 替 機 関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号
募 集 の 方 法	一般募集		
利息支払の方法	1. 利息支払の方法及び期限 (1) 本債券の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成 27 年 12 月 20 日 を第 1 回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年 6 月 20 日及び 12 月 20 日の 2 回に、各その日までの前半箇年分を支払う。 (2) 発行日の翌日から第 1 回の利払期日までの期間につき利息を計算するとき及び償還 の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもってこれを計算 する。 (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。 (4) 償還期日後は、利息をつけない。		
償 還 の 方 法	1. 償還金額 各債券の金額 100 円につき金 100 円 2. 償還の方法及び期限 (1) 本債券の元金は、平成 47 年 8 月 17 日にその総額を償還する。 (2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。 (3) 本債券の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。		
担 保	本債券の債権者は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の定めるところに より、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「当機構」という。）の財産に ついて、他の債権者に先だって自己の債権の弁済を受ける権利を有する。		
財 務 上 の 特 約	担保提供制限	該当条項なし（本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）	
	その他の条項	該当条項なし	

摘 要	1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付 (1) 株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。） 本債券について、当機構は R&I から A A の信用格付を平成 27 年 7 月 29 日付で取得している。 R&I の信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性（信用力）に対する R&I の意見である。R&I は信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&I の信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&I は、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。 R&I は、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&I は、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。 利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったと R&I が判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。 本債券の申込期間中に本債券に関して R&I が公表する情報へのリンク先は、R&I のホームページ（http://www.r-i.co.jp/jpn/）の「ニュースリリース/クレジットコメント」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックした「格付ニュース一覧」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することが出来ない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。 R&I:電話番号 03-3276-3511 (2) ムーディーズ・ジャパン株式会社（以下「ムーディーズ」という。） 本債券について、当機構はムーディーズから A 1 の信用格付を平成 27 年 7 月 29 日付で取得している。 ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについてのムーディーズの現時点の意見である。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産上の損失と定義している。ムーディーズの信用格付は、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動性リスク及びその他のリスクについて言及するものではない。ムーディーズの信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではない。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、（明示的、黙示的を問わず）いかなる保証も行っていない。発行体又は債務の信用リスクは、発行体から入手した情報、又は公開情報に基づき評価される。ムーディーズは、信用格付を付与する際に用いる情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、すべての必要な措置を講じている。しかし、ムーディーズは監査を行うものではなく、格付の過程で受領した情報について常に独自に確認することはできない。ムーディーズは、必要と判断した場合に本格付を変更することがある。また、ムーディーズは、資料、情報の不足や、その他の状況により、本格付を取り下げることがある。 本債券の申込期間中に本債券に関してムーディーズが公表する情報へのリンク先は、ムーディーズのホームページ（http://www.moody.co.jp/）の「当社格付に関する情報」の「レポート」コーナーの「プレスリリース - ムーディーズ・ジャパン」をクリックして表示される「格付情報：ムーディーズ・ジャパン株式会社」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することが出来ない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。 ムーディーズ:電話番号 03-5408-4100
------------	---

摘 要	2. 募集の受託会社 (1) 本債券に関する募集の受託会社（以下「募集の受託会社」という。）は、株式会社みずほ銀行とする。 (2) 募集の受託会社は、本債券の債権者のために本債券に基づく支払の弁済を受け、又は本債券の債権者の権利の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限及び義務を有する。 (3) 募集の受託会社は、法令、本債券の発行要項（以下「本要項」という。）並びに当機構及び募集の受託会社との間の平成 27 年 7 月 29 日付第 81 回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券募集委託契約証書（以下「募集委託契約」という。）に定める職務を行う。 (4) 本債券の債権者は、募集委託契約に定める募集の受託会社の権限及び義務に関するすべての規定の利益並びに募集の受託会社によるかかる権限の行使及びかかる義務の履行による利益を享受することができる。 3. 期限の利益喪失に関する特約 当機構は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本債券について期限の利益を失う。 (1) 当機構が別記「利息支払の方法」欄第 1 項又は別記「償還の方法」欄第 2 項の規定に違背し、5 営業日以内に履行又は治癒されないとき。 (2) 当機構が発行する本債券以外の債券又はその他の借入金債務について期限の利益を喪失し、又は期限が到来したにもかかわらず 5 営業日以内にその弁済をすることができないとき。又は、当機構以外の債券若しくはその他の借入金債務に対して当機構が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、契約上定められた保証債務を履行すべき期間の最終日から 5 営業日以内にその履行がされないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が 30 億円を超えない場合は、この限りでない。 (3) 当機構が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ当機構の解散期日の 1 箇月前までに、本債券の債務の総額について他の法人に承継する法令が公布されていないとき。 (4) 法令若しくは裁判所の決定により、当機構又は当機構が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、破産手続、株式会社における更生手続、特別清算手続その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。 4. 期限の利益喪失の公告 前項の規定により当機構が本債券について期限の利益を喪失したときは、募集の受託会社はその旨を本欄第 5 項(2)に定める方法により公告する。 5. 公告の方法 (1) 本債券に関し、本債券の債権者の利害に関係を有する事項であつて、募集の受託会社が債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。 (2) 本債券につき公告の必要が生じた場合は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各 1 種以上の新聞紙にこれを掲載することにより行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。 6. 債券原簿の公示 当機構は、その本社に債券原簿を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。 7. 本要項の変更 (1) 当機構は、募集の受託会社と協議のうえ、本債券の債権者の利害に重大なる関係を有する事項を除き、本要項を変更することができる。 (2) 前号に基づき本要項が変更されたときは、当機構はその内容を公告する。ただし、当機構と募集の受託会社が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りでない。 8. 本債券の債権者集会 (1) 本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、本債券の全部についてするその支払の猶予その他本債券の債権者の利害に重大な影響を及ぼす事項について決議をすることができる。 (2) 債権者集会は、東京都において行う。 (3) 債権者集会は、当機構又は募集の受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の 3 週間前までに、債権者集会を招集する旨及び債権者集会の目的である事項その他必要な事項を公告する。
------------	---

摘 要	(4) 本債券総額（償還済みの額を除く。また、当機構が有する本債券の金額はこれに算入しない。）の 10 分の 1 以上に当たる本債券を有する債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を募集の受託会社に提出して、債権者集会の招集を請求することができる。 (5) 本債券の債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有するものとする。 (6) 前号の規定にかかわらず、当機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。 (7) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者（議決権を行使することができる本債券の債権者をいう。以下本募集要項において同じ。）の議決権の総額の 5 分の 1 以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の 3 分の 2 以上の議決権を有する者の同意がなければならない。 (8) 前号の場合においては、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、かかる決議は効力を有しない。 ①債権者集会の招集の手続又はその決議の方法が法令又は本要項の定めに違反するとき ②決議が不正の方法によって成立するに至ったとき ③決議が著しく不公正であるとき ④決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき (9) 本債券の債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。当機構は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べるることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債券の債権者は、募集の受託会社が定めるところにしたがい、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。 (10) 債権者集会の決議は、本債券を有するすべての債権者に対して効力を有するものとし、その執行は募集の受託会社があたるものとする。 (11) 本項に定めるほか債権者集会に関する手続は当機構と募集の受託会社が協議して定め、本欄第 5 項(2)に定める方法により公告する。 (12) 本項の手続に要する合理的な費用は、当機構の負担とする。 9. 募集の受託会社への事業概況等の報告 (1) 当機構は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を募集の受託会社に提出する。 (2) 募集の受託会社は、本債券の債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約又は当機構の内部規則その他の定めに反しない範囲において、当機構に対し、業務、財産状況を知るために必要な書類の提出を請求することができる。
------------	---

6. 債券の引受け及び債券発行事務の委託（20年債）

債券の引受	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額	引受けの条件
	野村證券株式会社 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 みずほ証券株式会社 ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 東京都港区六本木六丁目10番1号	百万円 2,800 2,000 2,000 1,200	1. 引受人は、 本債券の全 額につき、 共同して買 取引受を行 う。 2. 本債券の引 受 手 数 料 は、総 額 3,200 万円 とする。
	計		8,000	
債券発行事務 の受託	債 券 発 行 事 務 受 託 会 社 の 名 称	住 所		
	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号		

7. 本債券の発行により調達する資金の使途

（1）新規発行による手取金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
33,000,000,000円	105,738,642円	32,894,261,358円

（注）上記金額は、第79回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券、第80回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券及び第81回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券の合計金額です。

（2）手取金の使途

上記の手取概算額32,894,261,358円は、平成27年8月までに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第12条第1項第1号から第6号までの業務及びこれらに附帯する業務を行うために必要な資金の一部に充当する予定です。

第2 参照情報

1. 参照書類

当機構の経理の状況等、その他の事業の内容に関する重要な事項及びその他の事項については、本説明書法人情報の部（平成26年9月30日現在）をご参照下さい。

2. 参照書類の補完情報

（Ⅰ）「事業等のリスク」について

本債券の発行者である当機構の詳細について記載し、本説明書証券情報の部と一体をなす本説明書法人情報の部（平成26年9月30日現在）に記載の「事業等のリスク」について、本説明書証券情報の部作成日（平成27年7月29日）までの間において、以下の通り変更事項が生じております（変更箇所は下線で示しております。）。また、本説明書法人情報の部には、将来に関する事項が記載されておりますが、本説明書証券情報の部作成日（平成27年7月29日）現在においてもその判断に変更はありません。

（１）国等の政策または関与に伴うリスク

独立行政法人は、公共上の見地から法律に基づいて設置された法人であり、国等の政策によって、独立行政法人制度そのもの、あるいは当機構の事業・組織に影響を受ける可能性のある主な事項として以下のものがあります。

- ・「独立行政法人の抜本的な見直し」及び「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」

詳しくは、「第1. 法人の概況 9. 行政改革関連事項について ⑥「独立行政法人の抜本的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）、⑦「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）」、⑧「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）」、⑩「経済財政運営と改革の基本方針」（平成25年6月14日閣議決定）及び⑪「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）をご参照下さい。

また、当機構は、輸送に関する国民の需要の高度化、多様化等に的確に対応した大量輸送機関を基幹とする輸送体系の確立を図ることを目的として設立された独立行政法人です。そのため、整備新幹線の整備や国土交通大臣の評価など、国等による政策決定や当機構に対する関与により、当機構の事業や組織が影響を受けることがあります。

（Ⅱ）その他

上記「（Ⅰ）「事業等のリスク」について」のほか、本説明書法人情報の部（平成26年9月30日現在）につき、本説明書証券情報の部作成日（平成27年7月29日）までの間において変更が生じた事項を以下に一括して記載いたします（変更箇所は下線で示しております。）。

目次

注3：当機構の事業年度は、通則法第36条により毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとされておりますが、同条第2項により最初の年度は当該規定にかかわらず、その成立した日に始まり、翌年の3月31日に終わるものとされています。また、当機構の財務諸表は、通則法第38条第1項及び第2項により、毎事業年度の終了後3月以内に、監査報告及び会計監査報告を添付した財務諸表を国土交通大臣に提出してその承認を受けなければならないとされております。

第1 法人の概況

2. 沿革

年 月	事 項
	運輸施設整備事業団 日本鉄道建設公団 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
昭和34年 6月	国内旅客船公団設立
昭和36年 4月	国内旅客船公団が、特定船舶整備公団と改称
昭和39年 3月	日本鉄道建設公団設立
昭和41年 12月	特定船舶整備公団が、船舶整備公団と改称
昭和45年 5月	日本鉄道建設公団に、新幹線鉄道の建設業務追加
同年 7月	本州四国連絡橋公団の設立に伴い、本四淡路線及び本四備讃線の調査業務移管
昭和47年 6月	日本鉄道建設公団に、民鉄線の建設及び大改良業務を追加
昭和53年 12月	特定船舶製造業安定事業協会設立
昭和57年 11月	上越新幹線（大宮・新潟間）開業
昭和62年 4月	国鉄改革に伴い、国鉄分割民営化（J R グループ設立） 日本国有鉄道清算事業団設立 新幹線鉄道保有機構設立
同年 9月	新幹線鉄道の建設事業を日本鉄道建設公団が承継
昭和63年 3月	津軽海峡線（青函トンネル）開業
平成元年 7月	特定船舶製造業安定事業協会が、造船業基盤整備事業協会と改称
平成3年 10月	新幹線鉄道保有機構の業務を引き継ぎ、鉄道整備基金設立
平成9年 10月	鉄道整備基金と船舶整備公団が統合し、運輸施設整備事業団設立
	北陸新幹線（高崎・長野間）開業
平成10年 10月	解散した日本国有鉄道清算事業団の業務を、日本鉄道建設公団が承継 国鉄清算事業本部を設置
平成13年 3月	解散した造船業基盤整備事業協会の業務の一部を、運輸施設整備事業団が承継
同年 12月	特殊法人等整理合理化計画により、日本鉄道建設公団と運輸施設整備事業団が統合し、 独立行政法人となることが閣議決定
平成14年 12月	東北新幹線（盛岡・八戸間）開業
平成15年 10月	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（鉄道・運輸機構）設立
平成16年 3月	九州新幹線（新八代・鹿児島中央間）開業
平成22年 12月	東北新幹線（八戸・新青森間）開業
平成23年 3月	九州新幹線（博多・新八代間）開業
平成27年 3月	北陸新幹線（長野・金沢間）開業

3. 事業の内容

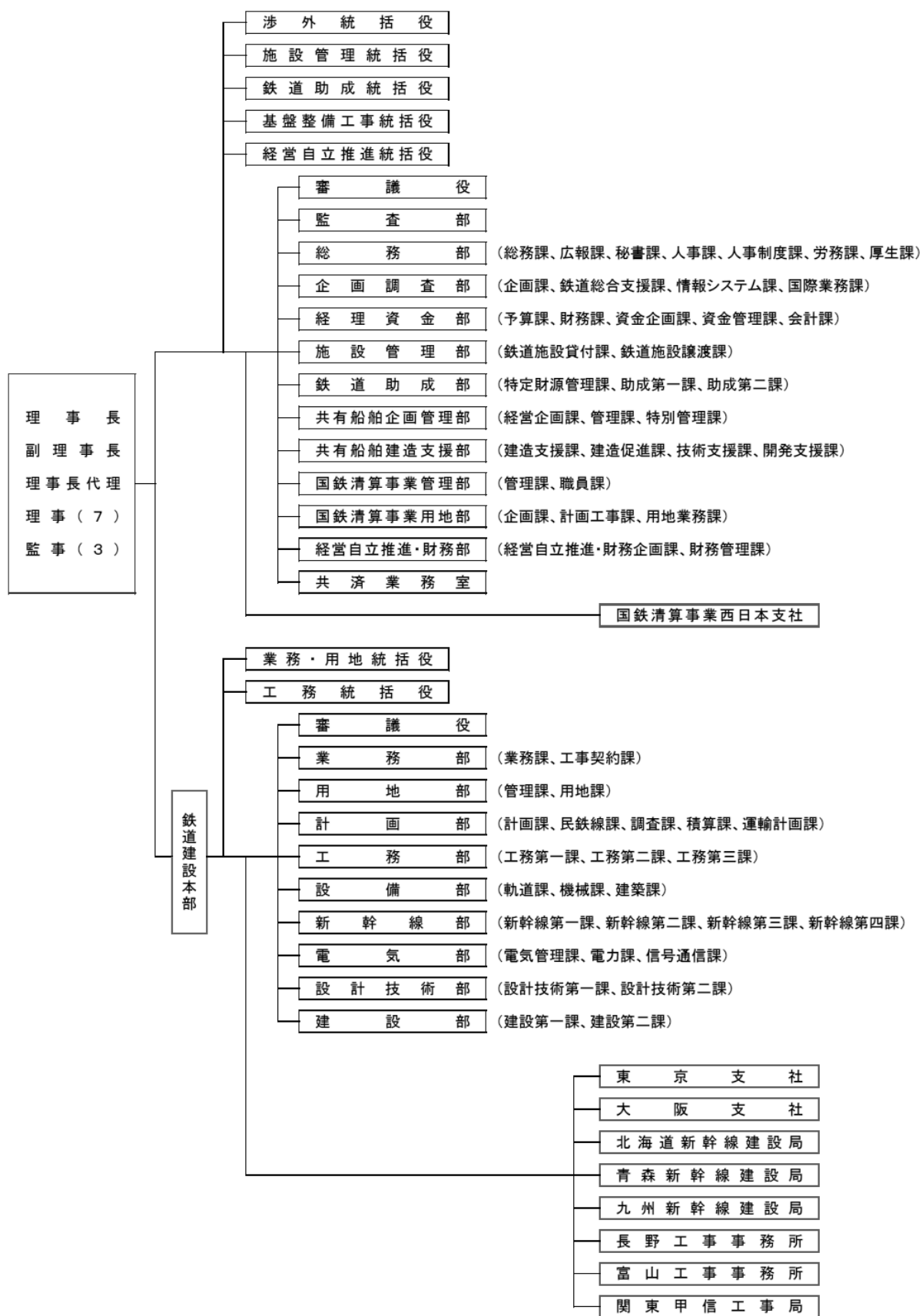
(2) 資本金の構成

当機構の資本金は 1,158 億 2,954 万 3,747 円 (平成 27 年 3 月 31 日現在) であり、全額が政府出資金です。各勘定の構成は以下の通りです。

(内訳)

	(単位：百万円)
建設勘定	<u>51,967</u>
海事勘定	63,767
基礎的研究等勘定	-
助成勘定	94
特例業務勘定	-
資本合計	<u>115,829</u>

(3) 組織図 (平成 27 年 4 月 1 日現在)



(4) 日本政府との関係について

②役員について

当機構の理事長については通則法第 20 条第 1 項により、監事については同条第 2 項により国土交通大臣が任命し、理事については同条第 4 項により理事長が任命しております。なお、通則法第 23 条により、国土交通大臣又は理事長は、それぞれの任命に係る役員を解任することができるとされております。

③業務運営について

(イ) 中期目標

通則法第 29 条により、国土交通大臣は、あらかじめ独立行政法人評価制度委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴き、3 年以上 5 年以下の期間において当機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを指示するとともに公表しなければならないとされております。これを変更したときも同様です。当機構の現行の中期目標は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 5 年間について定められております。

(ウ) 中期計画

通則法第 30 条により、当機構は、前述の中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、国土交通大臣の認可を受けることとなっており、これを変更しようとするときも同様です。

(エ) 年度計画

通則法第 31 条により、当機構は、毎事業年度の開始前に、中期計画に基づき、その事業年度の業務運営に関する計画（以下「年度計画」という。）を定め、国土交通大臣に届け出るとともに、公表しなければならないとされております。これを変更したときも同様です。

(オ) 評価等

- ・ 通則法第 32 条により、当機構は、毎事業年度の終了後、各事業年度における業務の実績について、国土交通大臣の評価（以下「年度評価」という。）を受けなければならないとされております。

年度評価を受けるにあたっては、当機構は、各事業年度の終了後 3 月以内に、業務の実績及び自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を国土交通大臣に提出するとともに、公表しなければならないとされています。また、国土交通大臣は、年度評価を行ったときは、遅滞なく、当機構に対し、評価結果を通知するとともに、必要があると認めるときは、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができるとされております。なお、通知内容は公表しなければならないとされております。

- ・ 通則法第 32 条により、当機構は、中期目標期間の最終年度に、中期目標期間終了時に見込まれる中期目標期間の業務の実績について評価（以下「見込み評価」という。）を受けなければならないとされております。この見込み評価を受けるにあたっては、中期目標期間の最終年度の直前の事業年度の終了後 3 月以内に、中期目標期間終了時に見込まれる業務の実績及び自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を国土交通大臣に提出するとともに、公表しなければならないとされております。また、国土交通大臣は見込み評価を行ったときは、当機構のほか委員会に対し、遅滞なく、その結果を通知するとともに、必要があると認めるときは、当機構に対し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができるとされております。なお、通知内容は公表しなければならないとされております。

- ・ 通則法第 35 条により、国土交通大臣は、見込み評価を行ったときは、中期目標期間の終了時まで、業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとするとしております。また国土交通大臣は、検討の結果及び講ずる措置の内容を委員会に通知するとともに、公表しなければならないとされ、委員会は、通知された事項について必要があると認めるときは、国土交通大臣に意見を述べなければならないとされております。さらに、委員会は、当機構の主要な事務及び事業の改廃に関し、国土交通大臣に勧告することができるとされております。

(5) 財務及び会計について

①財務諸表

当機構は、通則法第 38 条第 1 項により、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他国土交通省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後 3 月以内に国土交通大臣に提出し、その承認を受けなければならないとされております。

③長期借入金及び債券

機構法第 19 条第 1 項により、当機構は国土交通大臣の認可を受けて、長期借入をし、または、鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券を発行することができるとされております。

上記により、当機構の業務は、国土交通大臣、委員会等による評価によって、当該業務の内容及び継続性等に影響を受ける可能性があります。

(6) 独立行政法人通則法の一部改正について

独立行政法人通則法の一部を改正する法律案が、平成 26 年 4 月 15 日に閣議決定され、国会の審議を経て、同年 6 月 13 日に公布、平成 27 年 4 月 1 日に施行されました。

(7) 当機構の業務内容について

①鉄道建設業務

(ア) 新幹線鉄道

(略)

整備新幹線の建設については、政府・与党における検討結果に基づき、順次その取扱いが定められてきました。これまでに開業した整備新幹線は、平成 9 年 10 月の北陸新幹線（高崎・長野間）、平成 14 年 12 月の東北新幹線（盛岡・八戸間）、平成 16 年 3 月の九州新幹線（新八代・鹿児島中央間）、平成 22 年 12 月の東北新幹線（八戸・新青森間）、平成 23 年 3 月の九州新幹線（博多・新八代間）及び平成 27 年 3 月の北陸新幹線（長野・金沢間）となっています。

現在、全幹法に基づき工事実施計画の認可を受けた北海道新幹線（新青森・新函館北斗間、新函館北斗・札幌間）、北陸新幹線（金沢・敦賀間）、九州新幹線（武雄温泉・長崎間）の建設を進めています。

(略)

<整備新幹線>

線 名	区 間	線 路 延 長	備 考
北海道新幹線	新青森・新函館北斗	149km	建設中
	新函館北斗・札幌	211km	建設中
東北新幹線	盛岡・八戸	97km	平成14年12月開業
	八戸・新青森	82km	平成22年12月開業
北陸新幹線	高崎・長野	117km	平成 9 年10月開業
	長野・金沢	228km	平成27年 3 月開業
	金沢・敦賀	125km	建設中
九州新幹線	博多・新八代	130km	平成23年 3 月開業
	新八代・鹿児島中央	127km	平成16年 3 月開業
	武雄温泉・長崎	66km	建設中
計	営業中	781km	
	建設中	551km	
合 計		1,332km	駅間距離

(エ) 都市鉄道利便増進事業

平成 17 年 8 月に都市鉄道等利便増進法が施行となり、当機構は整備主体と成り得る立場から、都市鉄道等の利便性向上に資する事業について、整備効果、事業採算性等の検討を行いました。現在、都市鉄道利便増進事業（速達性向上事業）として、神奈川東部方面線（相鉄・JR 直通線、相鉄・東急直通線）の整備を進めています。この事業については、国と地方公共団体が総事業費の 3 分の 1 ずつを補助し、残りの 3 分の 1 を当機構が資金調達して施設の整備を行います。

(i) 相鉄・JR 直通線

相鉄・JR 直通線は、相鉄本線西谷駅から東日本旅客鉄道東海道貨物線横浜羽沢駅付近までの約 2.7km における連絡線の整備を行うものであり、平成 18 年 6 月に整備構想及び営業構想が認定され、平成 18 年 11 月に速達性向上計画の認定を相模鉄道と連名で受けて事業に着手しています。その後、平成 21 年 10 月に第一次分割工事施行の認可、平成 27 年 4 月 9 日に第二次分割工事施工認可を受けて、工事を進めています。

なお、相鉄・JR 直通線は開業時期の遅れと事業費の増嵩に伴い、平成 26 年 3 月に速達性向上計画の変更の申請を行い、同年同月に変更の認定を受けました。

(ii) 相鉄・東急直通線

相鉄・東急直通線は、東日本旅客鉄道東海道貨物線横浜羽沢駅付近から東急東横線・目黒線日吉駅までの約 10.0km における連絡線の整備を行うものであり、平成 18 年 6 月に整備構想及び営業構想が認定され、平成 19 年 4 月に速達性向上計画の認定を相模鉄道及び東京急行電鉄と連名で受けて事業に着手しています。その後、平成 24 年 10 月に工事施行の認可を受けて、工事を進めています。

なお、相鉄・JR 直通線の速達性向上計画変更認定の手続きを契機に、相鉄・JR 直通線及び相鉄・東急直通線の両事業を一体的に進めていくことが、正確な事業評価や事業の効率的執行において、より適切であることから、両事業を一体化すべく、平成 26 年 3 月に速達性向上計画の変更申請を行い、同年同月に認定を受けました。

<資金の内訳>

国（補助金）	地方公共団体（補助金）	整備主体（借入金等）
1 / 3	1 / 3	1 / 3

(カ) 受託事業

受託事業は鉄道事業者や地方公共団体等からの要請に基づき、鉄道に関する工事、調査、測量、設計、試験及び研究を行うもので、これまでに関西国際空港連絡鉄道線、仙台地下鉄南北線等合計 30 件（14 線、2 箇所）の建設工事と鉄道事業者・地方公共団体等からの鉄道整備計画に伴う調査業務を実施しており、当機構の鉄道建設に対するルート選定、環境アセスメントといった調査から設計、施工、竣工に至る一貫したプロジェクトマネジメントにおける総合的な技術力、新工法や環境対策などの土木関連での技術開発が活かされています。平成 26 年度の受託工事は、山梨リニア実験線、仙台市高速鉄道東西線の建設、つくばエクスプレス線車両基地入出庫線複線化工事、三陸鉄道復旧工事及びえちぜん鉄道福井駅付近連続立体化工事を行いました。また、計画段階の建設計画等の調査業務として、平成 26 年度は、小田急多摩線延伸線等の調査を実施しました。

このように当機構が技術面での支援機関として調査等も含めて委託されている状況は、各鉄道事業者が建設に係る事業よりもむしろ施設の維持管理に係る事業が主体となっていること、さらには、新線建設期間中に必要となる建設技術者を新たに確保するよりも、現在、全国をカバーする唯一の公的鉄道技術集団として、高度な技術力を有する当機構を活用する方が経済的であると考えているためだと思慮されます。なお、建設工事の財源は、全額委託者からの資金を充当し、完成後は鉄道施設を引き渡すこととなっています。

＜受託工事（平成26年度）の主な実績＞

受託件名	委託者	受託内容	備考
山梨リニア実験線	東海旅客鉄道株式会社 (財)鉄道総合技術研究所	用地買収及び新線建設等	
仙台市高速鉄道東西線	仙台市	新線建設	
つくばエクスプレス線車両 基地入出庫線複線化工事	首都圏新都市鉄道株式会社	車両基地入出庫線複線化 工事	
三陸鉄道復旧工事	三陸鉄道株式会社	北リアス線・南リアス線復 旧工事	
えちぜん鉄道福井駅付近 連続立体化工事	えちぜん鉄道株式会社	勝山永平寺線、三国芦原線 及び入出庫線の仮線及び 計画線工事	

＜受託調査（平成26年度）の主な実績＞

受託件名	委託者	受託内容	備考
小田急多摩線延伸線調査	小田急多摩線延伸検討会	鉄道整備に係る基礎調査	
えちぜん鉄道福井駅付近 連続立体交差事業に関する調 査	えちぜん鉄道株式会社	高架化に伴う仮線及び計 画線の調査・設計等	

⑤鉄道助成業務

(ウ) 低利資金の融通又は無利子での貸付

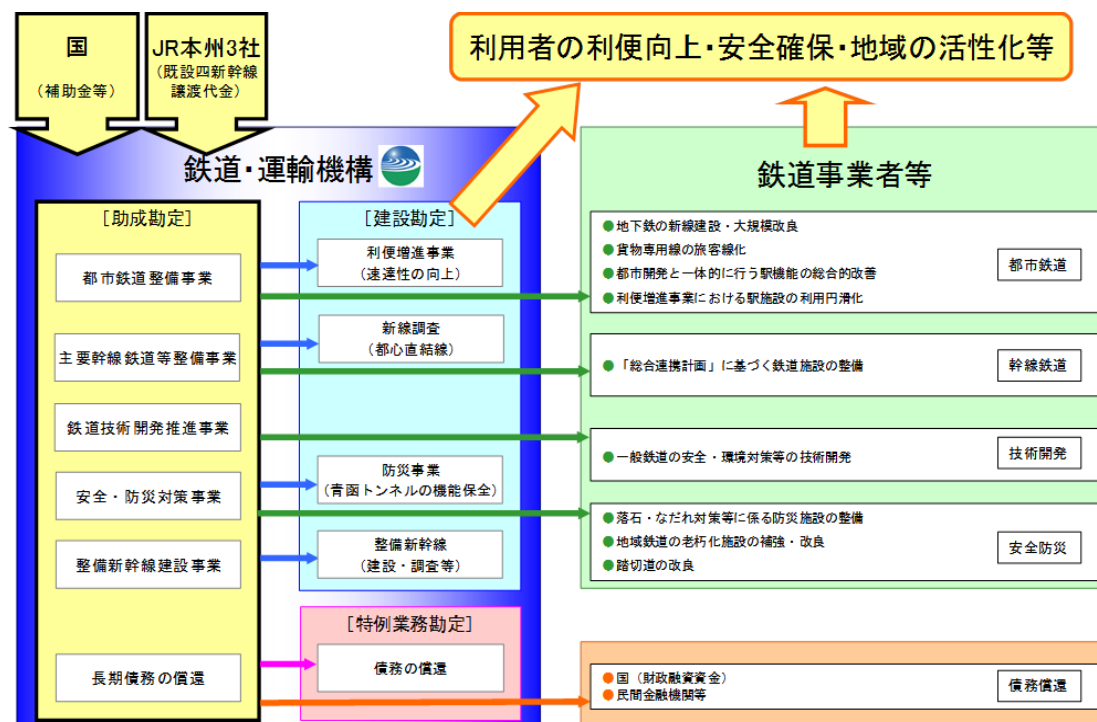
・ 既設新幹線譲渡収入を財源として、新幹線鉄道の輸送力増強に関する大改良事業を行う鉄道事業者のために、日本政策投資銀行を介して低利資金の融通を行いました（なお、当該事項に係る業務につきましては平成7年度までであり、その後新規貸付は行っておりません。）。

当該事項に係る貸付金残高は、平成27年7月29日現在1百万円です。

・ 同様に既設新幹線譲渡収入を財源として、主要幹線鉄道又は都市鉄道の建設・大改良に関する事業について、東京地下鉄株式会社（旧帝都高速度交通営団。以下「東京メトロ」という。）及び旧公団（建設勘定）に対し、無利子貸付を行いました（なお、当該事項に係る業務につきましては平成19年度までであり、その後新規貸付は行っておりません。）。

東京メトロ向け貸付金は平成26年3月末をもって完済、旧公団（建設勘定）向け貸付金残高は平成27年7月29日現在215,610百万円です（旧公団・旧事業団から当機構への移行・統合に伴い、無利子貸付は助成勘定と建設勘定間の事業資金の繰入・繰戻の形で行われております。）。

< 鉄道助成業務のスキーム >



4. 新幹線建設について

(1) 整備新幹線建設計画について

(略)

その後、平成 22 年 12 月には東北新幹線（八戸・新青森間）、平成 23 年 3 月には九州新幹線（博多・新八代間）、平成 27 年 3 月には北陸新幹線（長野・金沢間）が開業しました。

なお、北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）、北陸新幹線（金沢・敦賀間）及び九州新幹線（武雄温泉・長崎間）については、平成 24 年 6 月に国土交通省より工事实施計画が認可され、工事に着手しました。

平成 27 年 1 月に政府・与党整備新幹線検討委員会が開かれ、政府・与党申合せにおいて、沿線地方公共団体の最大限の取組を前提に、北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）は平成 47 年度から 5 年前倒しし、平成 42 年度末の完成・開業を目指すこと、北陸新幹線（金沢・敦賀間）は平成 37 年度から 3 年前倒しし、平成 34 年度末の完成・開業を目指すこと、九州新幹線（武雄温泉・長崎間）はフリーゲージトレインの技術開発を推進し、完成・開業時期を平成 34 年度から可能な限り前倒しすることとされました。

(略)

5. 民鉄線事業について

(1) 民鉄線事業の仕組みについて

当機構の民鉄線事業は、大都市圏における通勤・通学輸送需要の増大に対処し、輸送力の増強及び混雑の緩和を図るため、民鉄線の建設及び大改良を目的として、昭和47年度にスタートしたものであり、平成26年9月末までに30線、210.0kmを譲渡しています。具体的には、既設線の複々線又は複線化工事、地下鉄及び地下鉄への直通都心乗入線工事、ニュータウン新線建設工事であって、大都市圏における輸送力の増強のため緊急に必要であるものを対象としています。

民鉄線事業のための建設資金は、当機構が財政融資資金、債券発行及び民間借入金で長期かつ低利で調達し、建設費の低減を図り、鉄道事業者、ひいては鉄道を利用する国民の負担を軽減しています。

民鉄線事業に要する資金調達コストは、最終的に全て鉄道事業者から長期分割方式（譲渡後25年間の元利均等半年賦償還方式）で回収することとしています。

なお、民鉄線事業者に対する譲渡価額に係る対価の軽減を図るため、当機構が調達した借入金及び債券の支払利子について、国の一般会計から補給金を受け入れる制度があります。この補給金については、各年度の調達資金に対し、当該年度の予算で定める利率を超える場合には、その2分の1を会社単位にて補給されることとなっています。

（２）民鉄線事業に関する償還条件の変更等について

⑤埼玉高速鉄道線の償還について

埼玉高速鉄道線（鳩ヶ谷・浦和美園間）は、埼玉県東部の交通不便地域の解消及び都心部への速達性向上を図る路線として建設され、平成13年3月に開業しました。開業以来徐々に輸送実績は伸びているものの、経済状況の悪化等により埼玉高速鉄道株式会社は厳しい経営を余儀なくされました。

このため、関係地方公共団体（埼玉県、川口市、鳩ヶ谷市（現在は川口市に編入合併）及びさいたま市）は、平成15年度から平成21年度までの「経営健全化支援計画」に基づく同社への財政支援に続き「経営改革プラン」を策定して、平成22年度から10年間にわたって継続支援（約347億円規模の出資及び約420億円規模の貸付）を行うこととするともに、国に対し当機構への償還期間の延長を求めました。

当機構は、関係地方公共団体による継続支援により、同社の経営基盤が抜本的に強化され、それに加えて償還期間の延長（25年間で30年間に延長）を行うことにより、同社の早期の経営自立が可能となれば、償還の確実性が担保されることとなると判断し、国と協議のうえこれを受け入れ、平成22年度において実施することといたしました。

しかし、その後リーマンショック、東日本大震災の発生による経済状況の悪化、沿線開発の遅れ等により、輸送実績が「経営改革プラン」を大きく下回ったことから、このまま同プランに基づく支援を継続したとしても、同プランで目標とした同社の早期の経営自立は困難な状況にあるとの認識から、関係地方公共団体では、平成26年度内に同社の抜本的な経営再構築をすることで検討を進めてきました。

こうしたなか、埼玉高速鉄道株式会社は、金融機関による貸付金の債権放棄やこれに対する沿線自治体による損失補償等を柱とする事業再生計画案を作成し、事業再生ADR手続きを進めてきましたが、平成27年1月29日開催の債権者会議において当該事業再生ADR手続きが成立するとともに、同日付けで国土交通大臣から償還金の支払期間に係る指定の改定がなされ、当機構は償還期間の再延長（30年間で50年間に延長）を行うこととなりました。

これらのことにより、当該線の運営維持及び同社の経営安定化が図られ、当機構への債務償還は確保されるものと考えています。

6. 鉄道建設業務等の概要について

（１）新幹線の建設

平成27年度の新幹線建設の事業については、北海道新幹線（新青森・新函館北斗間、新函館北斗・札幌間）、北陸新幹線（長野・金沢間、金沢・敦賀間）及び九州新幹線（武雄温泉・長崎間）の3線5区間の建設を行います。

北海道新幹線の新青森・新函館北斗間148.3kmについては、在来線（津軽海峡線）との共用区間を含む本線及び函館総合車両基地で、平成27年度末の完成を目指し、しゅん功監査・検査を行うとともに、新幹線車両を使用した実車走行試験を実施します。

北海道新幹線の新函館北斗・札幌間211.7kmについては、村山トンネル、昆布トンネル及び立岩トンネル等の工事を行います。また、昨年度に引き続き、用地取得や調査・設計を進めます。

北陸新幹線の長野・金沢間231.1kmについては、平成27年3月14日に開業しました。平成27年度は環境対策工等を行います。

北陸新幹線の金沢・敦賀間114.4kmについては、新北陸トンネルの工事及び九頭竜川橋りょうの工事を行います。また、昨年度に引き続き、用地取得や調査・設計を進めます。

九州新幹線武雄温泉・長崎間67.0kmについては、武雄トンネル、久山トンネル及び新長崎トンネル等のトンネル工事並びに袴野橋りょう及び竹松高架橋等の明かり工事を行います。

整備計画路線であって、工事实施計画の認可を受けていない路線における整備新幹線高度化等事業は、工事を円滑に実施するための調査を行うほか、新幹線と在来線との直通運転を可能にする軌間可変電車（フリーゲージトレイン）の技術開発を行います。

(単位：百万円)

線 名・区 間	工事 延長 km	平成 25 年度 実施額	平成 26 年度 実施額	平成 27 年度 事業費	完成予定 又は完成年度	鉄道事業者又は 軌道経営者
北海道新幹線 新青森・新函館北斗間	148.3	94,823	<u>74,020</u>	<u>50,000</u>	平成 27 年度末 新青森・新函館 北斗間の開業 から概ね 20 年 後(注4)	北海道旅客 鉄道株式会 社
新函館北斗・札幌間	211.7	5,682	<u>11,941</u>	<u>20,000</u>		
北陸新幹線 長野・金沢間	231.1	133,851	<u>80,127</u>	<u>29,000</u>	平成 29 年度末 (平成 27 年 3 月 14 日開業)	東日本旅客 鉄道株式会 社 西日本旅客 鉄道株式会 社
金沢・敦賀間	114.4	5,348	<u>6,912</u>	<u>22,000</u>	長野・金沢間の 開業から概ね 10 年強後(注4)	西日本旅客 鉄道株式会 社
九州新幹線 武雄温泉・長崎間	67.0	19,671	<u>25,091</u>	<u>39,000</u>	認可の日から 概ね 10 年後(注4)	九州旅客鉄 道株式会社
着工区間計 (注2) (3 線 5 区間)	772.5	259,375	<u>198,092</u>	<u>160,000</u>		
建設推進高度化等事業		7,675	<u>4,115</u>	<u>2,497</u>		
合 計		267,050	<u>202,207</u>	<u>162,497</u>		

(注1) 平成 25 年度及び平成 26 年度実施額は決算額、平成 27 年度事業費は年度初の事業計画額としています。

(注2) 上表「着工区間計」の路線・区間数及び建設延長については、平成 27 年度事業費が計上されている路線の合計としています。

(注3) 新函館北斗は、工事实施計画上は新函館（仮称）といいます。

(注4) 完成予定は平成 27 年 1 月 14 日の政府・与党申合せにおいて、沿線地方公共団体の最大限の取組を前提に前倒しを図ることとされました。

北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）：平成 47 年度から 5 年前倒しし、平成 42 年度末の完成・開業を目指します。

北陸新幹線（金沢・敦賀間）：平成 37 年度から 3 年前倒しし、平成 34 年度末の完成・開業を目指します。

九州新幹線（武雄温泉・長崎間）：フリーゲージトレインの技術開発を推進し、完成・開業時期を平成 34 年度から可能な限り前倒しします。

(2) 大都市における鉄道建設

当機構における都市鉄道の建設には、民鉄線と都市鉄道線があり、いずれも通勤・通学混雑の緩和を主な目的として、当機構が調達する財政融資資金借入金、無利子借入金等の長期安定資金を原資として鉄道施設の新設・大改

良を図るものです。

これまでに、民鉄線は東急新玉川線など 30 線・210.0km を、都市鉄道線は札沼線、常磐新線（つくばエクスプレス線）など 4 線・102.5km を建設・譲渡してきました。

平成 27 年度は、民鉄線事業として引き続き小田急小田原線(2)を施行します。

(単位：百万円)

線 名	区 間	延長 km	平成 25 年度 実施額	平成 26 年度 実施額	平成 27 年度 事業費	完成予定	鉄道事業者又は軌道経営者
小田原線 (2)	東北沢・ 和泉多摩川間	10.4	3,716	3,430	3,300	平成 30 年度	小田急電鉄 株式会社

(注 1) 平成 25 年度及び平成 26 年度実施額は決算額、平成 27 年度事業費は年度初の事業計画額としています。

(注 2) 民鉄線の実施額及び事業費に管理費は含まれていません。

(3) 都市鉄道利便増進事業

神奈川東部方面線は、相鉄本線西谷駅から J R 東海道貨物線横浜羽沢駅付近で、J R 東海道貨物線へ乗り入れる相鉄・J R 直通線と、J R 東海道貨物線横浜羽沢駅付近から東急東横線・目黒線日吉駅で東急線へ接続する相鉄・東急直通線を整備し、それぞれ相鉄線と J R 線、相鉄線と東急線との相互直通運転を可能とするものです。

これらの路線によって、横浜市西部及び神奈川県中部と東京都心部との速達性が向上し、広域鉄道ネットワークの形成と機能の高度化がなされ、さらに経路の選択肢の増加、横浜駅や J R 東海道線等の既設路線の混雑緩和や乗換回数の減少、地域の活性化等に寄与することが期待されます。また、二俣川・鶴ヶ峰副都心等のさらなる発展にも資するものです。さらに、相鉄・東急直通線によって新幹線駅アクセスの向上が図られます。

平成 27 年度は、相鉄・J R 直通線では、相鉄線内改修工事、西谷駅付近工事、西谷トンネル工事、羽沢駅（仮称）工事及び横浜羽沢駅構内工事を実施します。また、J R との接続部分の用地取得を行います。相鉄・東急直通線では、用地取得を進めるとともに、鳥山川付替え工事、羽沢トンネル工事、新横浜駅（仮称）工事、新横浜トンネル工事、新綱島駅（仮称）工事及び東急東横線改築工事を実施します。

(単位：百万円)

線 名	区 間	延長 Km	平成 25 年度 実施額	平成 26 年度 実施額	平成 27 年度 事業費	開業予定	鉄道事業者又は軌道 経営者
神奈川東部方面線		12.7	15,750	17,912	26,535	下記参照	下記参照
〔相鉄・J R 直通線〕	西谷・横浜羽 沢間	2.7				平成 30 年度 内	相模鉄道株式会社
〔相鉄・東急 直通線〕	横浜羽沢・ 日吉間	10.0				平成 31 年度	相模鉄道株式会社 東京急行電鉄株式会社

(注) 平成 25 年度及び平成 26 年度実施額は決算額、平成 27 年度事業費は年度初の事業計画額としています。

(4) 青函トンネルの改修工事（貸付鉄道施設改修事業）

青函トンネルは、整備新幹線と同様、当機構が財産を保有して J R 北海道に貸し付けている施設であり、将来にわたって同トンネルの機能保全を図る必要があります。平成 11 年度から青函トンネルの機能保全に係る鉄道防災事業として、防災設備、通信施設等の改修工事を行っており、平成 27 年度は、変電所施設及び通信施設の改修工事を行います。

(単位：百万円)

線 名	区 間	延長 km	平成 25 年度 実施額	平成 26 年度 実施額	平成 27 年度 事業費	鉄道事業者又は軌道経営者
津軽 海峡線	今別町浜名・ 知内町湯の里間	—	2,450	<u>1,886</u>	<u>1,395</u>	北海道旅客鉄道株式会社

(注) 平成 25 年度及び平成 26 年度実施額は決算額、平成 27 年度事業費は年度初の事業計画額としています。

(5) 受託事業

受託事業は、地方公共団体や鉄道事業者等からの委託に基づき、建設工事及び調査設計業務を行うものです。

平成 27 年度は、山梨リニア実験線、つくばエクスプレス線車両基地出入庫線複線化工事及びえちぜん鉄道福井駅付近連続立体化工事を行います。

<受託事業>

(単位：百万円)

線 名	区 間	延長 km	平成 25 年度 実施額	平成 26 年度 実施額	平成 27 年度 事業費	完成予定又 は完成年度	鉄道事業者又は 軌道経営者
山梨リニア実 験線	笛吹市・ 上野原市間	42.8	17,203	<u>4,361</u>		平成 28 年度	東海旅客鉄道株式会社 鉄道総合技術研究所
仙台市高速鉄 道東西線	動物公園駅・ 扇坂トンネル間	4.3	5,253	<u>725</u>		平成 26 年度	仙台市
つくばエクス プレス線	車両基地入出庫 線複線化工事	1.4	1,412	<u>2,165</u>		平成 28 年度	首都圏新都市 鉄道株式会社
三陸鉄道	北リアス線・南リ アス線復旧工事	—	4,366	<u>450</u>		平成 26 年度	三陸鉄道株式会社
えちぜん鉄道	福井駅付近連続 立体化工事	2.2	452	<u>1,531</u>		平成 30 年度	えちぜん鉄道 株式会社
調査受託等			1,209	<u>1,519</u>			
計			29,895	<u>10,751</u>	<u>7,611</u>		

(注) 平成 25 年度及び平成 26 年度実施額は決算額、平成 27 年度事業費は年度初の事業計画額としています。

(6) その他

上記のほか、都心ー空港・郊外直結鉄道に関する調査は、都心と国際拠点空港及び郊外を直結する新線整備の事業化を検討するため、必要な基礎資料等の作成を行います。平成 27 年度は、引き続き事業化に向けた検討の深度化を図るため、地質調査を実施するほか、トンネル等の基本構造の検討などを行います。

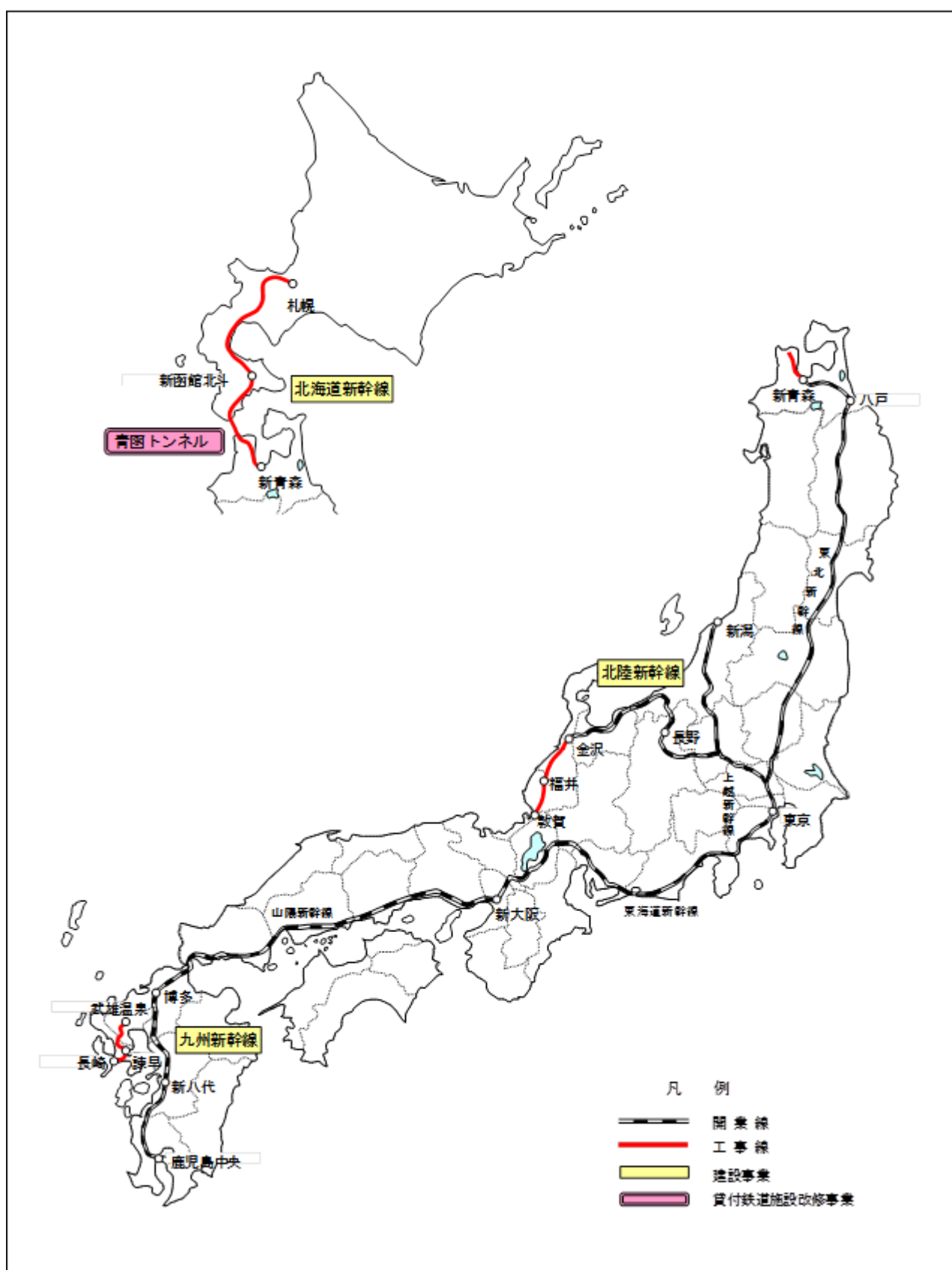
(単位：百万円)

線 名	平成 25 年度 実施額	平成 26 年度 実施額	平成 27 年度 事業費	備考
都心ー空港・郊外直結鉄道調査	50	150	<u>180</u>	

(注) 平成 25 年度及び平成 26 年度実施額は決算額、平成 27 年度事業費は年度初の事業計画額としています。

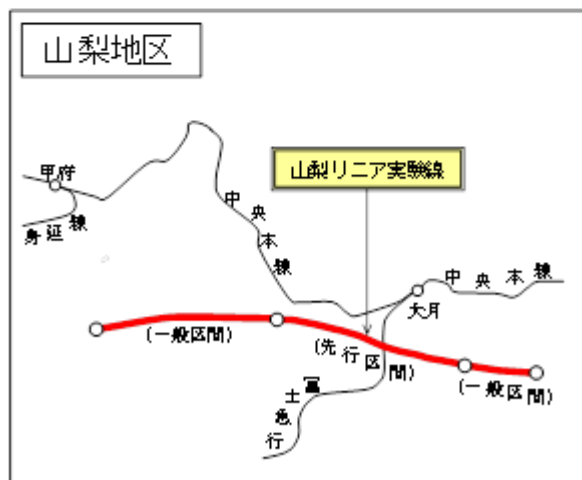
平成27年度 建設線等路線図

(新幹線、貸付鉄道施設改修事業)



平成27年度 建設線等路線図

(民鉄線、都市鉄道利便増進事業、受託事業)



9. 行政改革関連事項について

③独立行政法人と特殊法人との比較

(略)

<旧公団及び旧事業団との比較>

	独立行政法人鉄道建設・ 運輸施設整備支援機構	旧日本鉄道建設公団	旧運輸施設整備事業団
(略)			
業 務 運 営	国土交通大臣が、中期目標（3～5年の間に達成すべき業務運営に関する目標）を定め、機構に指示。（通則法第29条） 機構は中期目標を達成するための中期計画を策定。国土交通大臣の認可を受ける。年度計画については、国土交通大臣への届出。（通則法第30条、第31条）	毎事業年度、予算、事業計画、資金計画を策定し、国土交通大臣の認可を受ける。（旧公団法第26条） また、中期業務計画を策定し、業務執行に当たっての指針としている。	毎事業年度、予算、事業計画、資金計画を策定し、国土交通大臣の認可を受ける。（旧事業団法第26条）
(略)			
主務大臣 の関与	主務大臣の一般的監督権限に係る規定は置かない。主務大臣の関与は、通則法、個別法等法令上個別に明記されたものに限定。（通則法第30条、機構法第13条他）	旧公団法に国土交通大臣の一般的監督権限に係る規定。国土交通大臣は業務に関し監督上必要な命令をすることができる。（旧公団法第35条） このほか、旧公団法に個別の関与を規定。（旧公団法第26条他）	旧事業団法に国土交通大臣の一般的監督権限に係る規定。国土交通大臣は業務に関し監督上必要な命令をすることができる。（旧事業団法第38条） 旧事業団法に個別の関与を規定。
財務会計 会計基準 外部監査 財務内容	独立行政法人会計基準（企業会計原則に、独立行政法人の特殊性を考慮して必要な修正を行ったもの）を適用。（通則法第37条） 会計監査人による監査を義務付け。（通則法第39条） 財務諸表は、主務大臣承認後官報、 <u>日刊新聞紙又は電子公告による公告</u> 。 財務諸表、事業報告書、決算報告書並びに監査報告及び <u>会計監査報告</u> を事務所に備え置き、一定期間、一般の閲覧に供する。（通則法第38条）	特殊法人等会計処理基準（基本的には企業会計原則に沿って会計処理の標準化を図るもの）を適用。 外部監査は導入していない。 財務諸表は、主務大臣承認後官報公告。 財務諸表、事業報告、決算報告、監事の意見を記載した書面を事務所に備え置き、一定期間、一般の閲覧に供する。（旧公団法第27条）	特殊法人等会計処理基準（基本的には企業会計原則に沿って会計処理の標準化を図るもの）を適用。 外部監査は導入していない。 財務諸表は、主務大臣承認後官報公告。 財務諸表、事業報告書、決算報告書、監事の意見を記載した書面を事務所に備え置き、一定期間、一般の閲覧に供する。（旧事業団法第27条）
評価等	<u>国土交通大臣</u> が、各事業年度及び中期目標の期間における法人の業務の実績を評価。（通則法第12条、第32条、第 <u>35条</u> ） 国土交通大臣は、 <u>中期目標の期間</u>	国土交通省の業績評価基準に基づき、公団において業績評価実施規程を定め、毎事業年度業績評価を実施したうえ、国土交通省へ報告する。（臨時行政調査会における	国土交通省の業績評価基準に基づき、事業団において定める業績評価に関する規程にて実績評価を実施、国土交通省へ報告する。（臨時行政調査会における答申

の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標期間終了までに、<u>法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の</u>所要の措置を講ずるものとする。(通則法第35条) <u>独立行政法人評価制度委員会</u>は、法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告することができる。(通則法第35条)	答申等において、主務大臣が各特殊法人の特性に応じて客観的な業績評価基準を作成し、的確な評価を行うべきこととされている。)	等において、主務大臣が各特殊法人の特性に応じて客観的な業績評価基準を作成し、的確な評価を行うべきこととされている。)
--	---	---

1 1. 役職員数の状況 (平成27年4月1日現在)

	平成27年度
役 員 数	13名
職 員 数	1,600名

第2 事業の状況

2. 対処すべき課題

(1) 鉄道建設業務関係

(略)

当機構は、今回の事案を重く受け止めて、職員一人一人が情報の守秘等の法令遵守を徹底し、業務を適正に行うことにより、関係者の皆様からの信頼回復に努めて参りたいと考えております。

(5) 広報・情報提供機能の整備

② 業務実績等報告書の公開

通則法に基づき、国土交通大臣より指示された中期目標を達成するための中期計画及び実施するための年度計画の実施状況について、業務実績等報告書を作成し公開しています。業務実績等報告書については、各事務所に備えておき一般の閲覧に供するほか、ホームページに掲載し情報提供の環境を整備しています。

③ ホームページの適正な管理・運用

上記①及び②のほか、当機構の業務等の情報は、利用者を意識しながら、適切かつ見やすく興味を持てるよう、また、できるだけ新しい情報を掲載するよう適時更新を行っており、さらに、各地方機関のパンフレットやプレスリリース資料を追加掲載するなど当機構情報の充実を図り、より分かりやすいホームページにしています。

また、意見・問合せ窓口の利便性の向上を図るため、ホームページからのメール受付を行い広聴業務を充実するとともに、当機構のプライバシーポリシー（ホームページにおける個人情報保護方針）も整備しています。

④ パンフレット及び広報誌の活用

当機構の業務等の情報提供活動について、平成25年5月に機構パンフレットをリニューアルした後、本年3月に

開業した北陸新幹線（長野～金沢間）を掲載した内容に更新し同年7月に発行する予定です。同パンフレットを業務説明会や鉄道フェスティバルなどの各種イベントで配布しているほか、四半期ごとに広報誌を発行し、鉄道・船舶等関係事業者、関係官公庁、地方公共団体、大学等教育機関などに配布するとともにホームページに掲載して、積極的に情報発信を進めています。

（６）鉄道建設の低コスト化及び工期短縮への取組み

（略）

また、国土交通省は、平成20年度から24年度にわたる5年間で、平成19年度と比較して、15%の公共工事の総合コスト改善に取り組むべく「国土交通省公共事業コスト構造改善プログラム」を策定しました。

当機構においても、国と同様に平成20年度から24年度の5年間で、平成19年度と比べて、15%の総合コスト改善に取り組むため、「機構コスト構造改善プログラム」を策定しました。最終年度の平成24年度には、目標値を上回る15.7%を達成しました。

機構プログラムは終了しましたが、公共事業を経済的、効率的に実施していくためにも、同プログラムの考え方に基づきフォローアップを平成29年度まで継続し、平成19年度を基準として実績の把握を行うこととしています。ただし、国土交通省と同様に、総合コスト改善率の目標値は参考とし、新たな目標値は設定しないこととしました。

ちなみに、平成26年度のコスト改善率は、4.5%となりました。

（略）

＜機構コスト構造改善プログラムにおける建設コスト改善の主な施策（平成25年度～平成26年度）＞

施策分類	施策項目	施策概要
工事コストの改善	限界状態設計法の採用によるスリム化	従来よりも精度を更に向上させた設計手法を採用することにより、構造物の安全性を向上させつつ部材のスリム化を図り工事コストを改善
	トンネル灯具の仕様を変更	トンネル灯具の安定器仕様を電磁式から電子式に変更し、設置台数が減少することにより工事コストを改善
	吹付けコンクリートの材料変更	トンネル吹付けコンクリートの材料のうち、シリカフェュームと石灰石微粉末をフライアッシュと高炉スラグ微粉末に変更しコスト改善
	駅本屋の外壁仕上げの見直し	駅本屋拡張部の外壁仕上げの見直しによるコスト改善
	くい発生土の流用によりコスト改善	くいの発生土を改良し、埋め戻し材として自ら利用することによりコスト改善
	消雪基地の給水方式の見直し	上水道給水方式を井戸給水方式に変更し、コスト改善
	構造物の基礎構造の変更	地質確認の結果、橋りょう基礎の場所打ち杭を直接基礎に変更し、コスト改善
	協議により、トンネル掘削土の処理場を近傍へ変更	トンネル掘削土の運搬場所を近傍に変更してコスト改善
	新技術の開発	従来のシールド工法からより経済的なSENSを開発・採用しコスト改善
	協議によるスパン割の見直し	鉄道事業者との協議により、鋼橋脚をRC橋脚に変更、及びH鋼埋込桁のスパンを変更し、コスト改善
	レール削正車の運搬方法の変更	協議により、船舶による運搬をJR委託工事（オンレール）に変更し、コスト改善
	鉄製トロ等横取治具の開発	工事用車両の上下線の入れ換え作業において、可動式横取装置を使用していたが、新たに横取治具を開発し、コスト改善
	車体塗装・乾燥装置の見直し	新幹線における車体の塗装装置と乾燥装置を個別方式から一体化方式に改良し、コスト改善
	国有林野内に新設した工事用道路の存置	国有林野内に新設する工事用道路は、工事完了後は原形復旧が原則だが、協議の結果、存置することでコスト改善
	協議により、用地侵害防除柵の施工減	鉄道事業者との協議により、第三者による用地占有の可能性の低い場所は、用地侵害防除柵の施工を省略し、コスト改善

	<u>協議により、用地侵害防除柵の構造変更</u>	<u>鉄道事業者との協議により、新幹線とＪＲ在来線との境界は、第三者による用地占有の可能性が低いことから、パイプ柵に変更しコスト改善</u>
	<u>駅本屋及び旅客上屋規模の施工減</u>	<u>鉄道事業者との協議により、駅本屋、旅客上屋の規模を減じてコスト改善</u>
	<u>車両検修建物の屋根防水仕様の見直し</u>	<u>車両検修建物の屋根形状を変更のうえ、防水工法を見直し、コスト改善</u>
	<u>他工事の建設発生土を有効利用</u>	<u>購入土による盛土の造成を他工事の建設発生土を有効利用することによりコスト改善</u>
<u>維持管理費（ＬＣＣ）の改善</u>	<u>鉄筋かぶりの増設</u>	<u>鉄筋かぶりを 10 mm～20 mm 程度増設して、構造物のコンクリート中性化を抑え長寿命化を図り、ライフサイクルコストの改善</u>
	<u>高効率変圧器（トップランナー）の採用</u>	<u>高効率変圧器（トップランナー）を採用することにより、使用電力量を低減</u>
	<u>節水機能付衛生器具の採用</u>	<u>駅の衛生器具（自動水栓、洋風便器等）の節水機能見直しで使用水量を低減し、ライフサイクルコストを改善</u>
<u>社会的コストの改善</u>	<u>生コンに高炉セメントを使用</u>	<u>生コンクリート材料に高炉セメントを使用することでＣＯ２の発生を抑制し、環境負荷を低減</u>
	<u>協議による土捨場の変更</u>	<u>関係機関との協議により、土捨場をより近傍に確保することで、ダンプトラックから排出されるＣＯ２を削減し、環境負荷を低減</u>

6. 研究開発活動

（１）新技術、新工法の開発

当機構は、鉄道整備を担う公的機関として、地球環境問題や労働力不足、財政規模の縮小等社会的な状況を踏まえ、良質な鉄道を経済的かつ効率的に完成させることを基本に、

- ① 品質・信頼性、安全性向上
- ② 環境保全
- ③ 建設コストの縮減
- ④ 構造物の長寿命化、維持管理の効率化
- ⑤ 地域特性への適合
- ⑥ 鉄道整備計画策定の効率化

などを中心に、建設現場のニーズに直結した技術開発を進めています。

研究分野	主な研究課題
品質・信頼性、安全性向上	合理的なり面補強工に関する調査研究 高充填コンクリートに関する研究・開発 等
環境保全	自然由来の有害物質調査に関する研究 直流変電所への電力貯蔵設備の適用に関する調査研究 等
建設コストの縮減	<u>GRS 一体橋りょうの長スパン化の研究</u> SENS を都市部に適用する研究 等
構造物の長寿命化、維持管理の効率化	GRS 一体橋りょうの研究 軌道パッド抜け出し防止機能付締結装置の開発 等
地域特性への適合	北陸新幹線 50-60Hz 対応 ATC の研究開発 寒冷地における小規模融雪設備の開発 等
鉄道整備計画策定の効率化	都市圏における鉄道路線の評価に関する調査 等

(3) 学会等の受賞実績

当機構及びその前身たる旧公団における受賞の主なものは、次の通りです。

路線名	受賞年	学会名	賞種別	受賞業績名
成田スカイアクセス線	平成22年	「鉄道の日」実行委員会	日本鉄道賞	JAPAN SPEED 日本の空港アクセスを世界クラスへ
	平成23年	土木学会	技術賞	成田新高速鉄道の建設
		日本鉄道電気技術協会	鉄道電気技術賞最優秀賞 鉄道電気技術賞優秀賞	高番数分岐器を2台同期転換する転換鎖錠装置の開発と実用化 直流電化における160km/h対応き電ちょう架コンパウンド架線の開発と実用化
	平成26年	電気科学技術奨励会	電気科学技術奨励賞	160km/h走行に対応したき電ちょう架式コンパウンドカタナリ電車線の開発
三陸鉄道	平成27年	土木学会	技術賞	東日本大震災で被災した三陸鉄道の復旧
			田中賞（作品部門）	三陸鉄道ハイベツ橋梁
		地盤工学会	技術業績賞	三陸鉄道における地盤構造物による災害復旧工事（耐震・津波抵抗性の向上）
		日本鉄道施設協会	技術賞（プロジェクト）	三陸鉄道震災復旧工事における防災機能の向上
		全日本建設技術協会	全建賞	三陸鉄道東日本大震災復旧事業
そ の 他	平成7年	運輸省	運輸大臣表彰	鉄道施設の早期復旧（阪神・淡路大震災）
	平成12年	運輸省	情報化貢献表彰	交通計画支援システム
	平成15年	土木学会	技術開発賞	GISを活用した交通計画支援システム「GRAPE」の開発
	平成16年	土木学会	技術開発賞	耐震性（セメント改良補強土）橋台の開発
		地盤工学会	技術開発賞	切取り補強土留め壁の開発と実用化
	平成17年	土木学会	技術開発賞	平面平滑型シート張り工法の開発
	平成18年	土木学会	技術開発賞	初期高強度吹付けコンクリートを用いた新支保パターンによるNATMトンネルの急速施工技術
	平成19年	電気科学技術奨励会	電気科学技術奨励賞	新型結線（ルーフデルタ）き電用変圧器の開発と実用化
	平成21年	土木学会	技術開発賞	土構造物に対応したスラブ軌道用PC路盤の開発

(4) 特許権等

平成27年6月20日現在、当機構名で登録している特許権、実用新案権、意匠権の件数及び当機構名で出願中の特許権の件数は、次の通りです。

区 分	登録	出願中
特 許 権	94（3）	12
実用新案権	2	—
意 匠 権	1	—

（注）（ ）書きは外国での登録、出願分で再掲。

(5) 海外技術協力

①当機構の海外技術協力は、青函トンネルや上越・北陸・東北・九州新幹線、さらに都市鉄道などの建設工事で培った総合的な技術力と経験を活かし、国等の要請に基づいて職員を専門家として海外に派遣する一方、外国人研修生を受け入れるなど、積極的に技術協力を行っています。

平成 26 年度までに技術協力をを行った国及び地域は 68 に及び、延べ 2,068 人の専門家を派遣しています。その協力内容は、鉄道新線建設や改良工事における事業可能性調査、建設計画、設計、施工等の多くの分野に渡っています。

②これまでに実施した主な技術協力

国・地域名	プロジェクト案件名
北 米	
アメリカ合衆国	カリフォルニア高速鉄道計画
中 南 米	
メ キ シ コ	グアナファット州鉄道開発計画
ブ ラ ジ ル	ブラジル鉄道近代化、ブラジル高速鉄道計画
ボ リ ビ ア	ボリビア国鉄災害復旧計画
アルゼンチン	アルゼンチン国鉄中央センター
ヨーロッパ	
イギリス・フランス	英仏海峡トンネル建設計画
フランス・イタリア	アルプストンネルプロジェクト
スウェーデン	スウェーデン高速鉄道計画
アフリカ	
モ ロ ッ コ	ジブラルタル海峡連絡計画
エジプト	カイロ近郊都市鉄道建設計画予備調査
コンゴ民主共和国（旧ザイール）	マタディ橋りょう建設
チュニジア	チュニジア首都圏通勤線電化調査
南アフリカ共和国	ヨハネスブルグ・ダーバン間高速鉄道調査
ア ジ ア	
中 国	鉄道近代化計画、北京・上海間高速鉄道計画、大瑤山トンネル建設工事、スラブ軌道技術移転
台 湾	台湾高速鉄道建設工事
韓 国	ソウル地下鉄3・4号線建設工事
フィリピン	鉄道運営計画、フィリピン国鉄北線リハビリ計画予備調査
インドネシア	鉄道安全性改善政策、ジャバタベック圏総合輸送システム改良計画
マレーシア	マレーシア高速鉄道計画調査
タ イ	バンコク首都圏鉄道高架化計画調査
イ ン ド	インド国鉄AT電化技術、幹線貨物鉄道輸送力強化計画調査 インド南部高速鉄道構想案件形成調査、インド国高速鉄道開発プロジェクト
パキスタン	パキスタン全国総合交通計画調査
イ ラ ン	テヘラン・イスファハーン間高速鉄道新線建設計画
ベ ト ナ ム	南北統一鉄道橋りょうリハビリ事業、南北高速鉄道建設計画
ミャンマー	ミャンマー鉄道改善検討
クウェート	メトロ計画

第3 設備の状況

1. 設備投資等の概要

建設勘定において、平成 26 年度（平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの期間）は、宿舍等の改修等の支出はありません。

2. 主要な設備の状況

当機構の平成 26 年度末（平成 27 年 3 月 31 日）における主要な設備の状況は、次の通りです。

（単位：百万円）

内 容	所在地	土 地		建物外	合 計
宿舎等	千葉県船橋市行田外	面 積	帳簿価額	帳簿価額	帳簿価額
		16,003 m ²	2,271	1,679	3,950

3. 設備の新設、除却等の計画

当機構の平成 27 年度の建設勘定における主要な設備等への支出計画はありません。

（国鉄清算業務関係）

特例業務勘定において実施する業務は、国鉄清算業務であり限定的な業務であることから、工事現場を監督するための仮設的な事務所を除き、原則として事業用の宿舎等の不動産は保有していません。

また、平成 27 年度以降においても新たな設備投資の支出計画はありません。

以上の業務を除き、記載すべき重要な事項はありません。

第 4 法人の状況

1. 資本金残高の推移

当機構の平成 22 年度から平成 26 年度における資本金残高の推移は、以下の通りです。

（単位：百万円）

区 分	会計区分	平 2 2 年 度 末	平 2 3 年 度 末	平 2 4 年 度 末	平 2 5 年 度 末	平 2 6 年 度 末
建設勘定	一般会計	7,950	7,950	7,950	7,573	7,397
	財政投融资特別会計	44,570	44,570	44,570	44,570	44,570
	計	52,520	52,520	52,520	52,144	51,967
海事勘定	一般会計	59,067	58,067	58,067	58,067	58,067
	財政投融资特別会計	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700
	日本政策投資銀行	1,000	—	—	—	—
	計	65,767	63,767	63,767	63,767	63,767
基礎的研究等勘定	一般会計	66	66	66	—	—
助成勘定	一般会計	94	94	94	94	94
合 計	一般会計	67,178	66,178	66,178	65,735	65,558
	財政投融资特別会計	50,270	50,270	50,270	50,270	50,270
	小計（政府出資額）	117,448	116,448	116,448	116,006	115,829
	日本政策投資銀行	1,000	—	—	—	—
	合 計	118,448	116,448	116,448	116,006	115,829

（注 1）平成 26 年度には、通則法第 46 条の 2 第 1 項に基づく政府出資金の国庫納付により、建設勘定において 176 百万円を減資しております。

（注 2）特例業務勘定に資本金は存在しません。

2. 役員の状況（平成27年4月1日現在）

役職名	氏 名	任 期	略 歴
理事長	石 川 裕 己	(平成20年4月1日) 自 平成23年10月1日 至 平成27年9月30日	昭和46年7月運輸省入省 平成15年7月国土交通省航空局長 平成16年7月海上保安庁長官 平成19年8月鉄道・運輸機構理事長代理
副理事長	<u>斎 藤 浩 司</u>	<u>自 平成26年10月1日</u> <u>至 平成27年9月30日</u>	<u>昭和54年4月日本国有鉄道入社</u> <u>平成22年4月鉄道・運輸機構鉄道建設本部北陸新幹線第二</u> <u>建設局長</u> <u>平成24年4月鉄道・運輸機構鉄道建設本部新幹線部長</u>
理事長代理	最 勝 寺 潔	(平成25年7月1日) 自 平成26年4月1日 至 平成27年9月30日	昭和57年4月運輸省入省 平成23年7月国土交通省北陸信越運輸局長 平成24年8月海上保安庁総務部参事官（警備救難部併任） 平成25年7月鉄道・運輸機構理事
理 事	川 勝 敏 弘	自 平成26年4月1日 至 平成27年9月30日	昭和59年4月運輸省入省 平成25年1月鉄道・運輸機構審議役 平成25年7月鉄道・運輸機構経営自立推進統括役
理 事	醍 醐 明 彦	(平成25年7月1日) 自 平成25年10月1日 至 平成27年9月30日	昭和53年4月東京海上火災保険(株)入社 平成20年6月東京海上日動火災保険(株)執行役員（西東京支店長委嘱） 平成22年6月東京海上日動あんしん生命保険(株)常務取締役
理 事	<u>神 山 和 美</u>	<u>自 平成26年10月1日</u> <u>至 平成27年9月30日</u>	<u>昭和62年4月(財)日本経済研究所入社</u> <u>平成25年4月(株)日本経済研究所社会インフラ本部長</u> <u>平成25年6月(株)日本経済研究所執行役員社会インフラ本部</u> <u>長</u>
理 事	小 川 晴 基	(平成25年7月1日) 自 平成25年10月1日 至 平成27年9月30日	昭和57年4月運輸省入省 平成22年8月海上保安庁総務部政務課長 平成23年9月人事院人材局交流派遣専門員（官民交流・日鉄住金物流(株)）
理 事	山 中 淳 彦	自 平成25年10月1日 至 平成27年9月30日	昭和49年4月川崎重工業(株)入社 平成21年6月(株)川崎造船取締役常務 平成22年10月川崎重工業(株)執行役員本社調達本部長
理 事	<u>服 部 修 一</u>	<u>自 平成27年4月1日</u> <u>至 平成29年3月31日</u>	<u>昭和53年4月日本鉄道建設公団入社</u> <u>平成20年4月鉄道・運輸機構鉄道建設本部東北新幹線建設</u> <u>局長</u> <u>平成23年5月鉄道・運輸機構鉄道建設本部設計技術部長</u>
理 事	<u>松 橋 貞 雄</u>	<u>自 平成27年4月1日</u> <u>至 平成29年3月31日</u>	<u>昭和55年4月日本鉄道建設公団入社</u> <u>平成22年4月鉄道・運輸機構鉄道建設本部新幹線部新幹線</u> <u>第一課長</u> <u>平成24年4月鉄道・運輸機構鉄道建設本部北陸新幹線第二</u> <u>建設局長</u>
監 事	藤 田 親 史	自 平成25年10月1日 至 平成27年9月30日	昭和50年4月住友商事(株)入社 平成19年8月住友商事(株)九州・沖縄ブロック長付 平成21年8月住友商事(株)フィナンシャル・リソースグループ長付
監 事	入 谷 誠	自 平成25年10月1日 至 平成27年9月30日	昭和58年4月警察庁入庁 平成22年1月警察庁交通局交通企画課長 平成23年11月長崎県警察本部長

監 事	木 下 和 彦	(平成25年 7 月 1 日) 自 平成25年10月21日 至 平成27年10月20日	昭和50年 4 月(株)三和銀行入行 平成18年 6 月東洋カーマックス(株)執行役員 平成23年10月東洋カーマックス(株)専務取締役
-----	---------	---	--

3. コーポレート・ガバナンスの状況

(1) 日本政府との関係について

②役員の任命・解任

当機構の理事長及び監事は、通則法第 20 条により、国土交通大臣が任命し、また通則法第 23 条により、国土交通大臣が解任することができることになっております。

当機構の理事は、通則法第 20 条により理事長が任命し、また通則法第 23 条により理事長が解任することになっておりますが、理事の任命・解任の時は、遅滞なく国土交通大臣に届け出るとともに、これを公表することになっております。

③業務方法書

当機構の業務の開始に当たっては、通則法第 28 条により、業務方法書を作成し、国土交通大臣の認可を受けることになっております。これを変更するときも同様です。

また、当機構は、当該認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表することになっております。

④長期借入金及び債券

機構法第 19 条第 1 項により、当機構は国土交通大臣の認可を受けて、長期借入金をし、または、鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券を発行することができるとされております。

(2) 「中期目標」「中期計画」「年度計画」について

独立行政法人制度は、「中期目標」や「中期計画」による中期的な管理を行う点に制度上の特徴があります。

①中期目標

通則法第 29 条により、国土交通大臣は、あらかじめ委員会の意見を聴き、3 年以上 5 年以下の期間において当機構が達成すべき業務運営に関する目標（「中期目標」）を定め、これを当機構に指示するとともに公表することになっております。これを変更したときも同様です。当機構の現行の中期目標は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 5 年間について定められております。

②中期計画

当機構は、通則法第 30 条により、中期目標に基づき、当該中期目標を達成するための計画（「中期計画」）を作成し、国土交通大臣の認可を受けることとなっております。これを変更しようとするときも同様です。

(3) 業務実績評価について

当機構の業務の実績評価は、各事業年度に係る業務の実績に関する評価と、中期目標期間終了時に見込まれる中期目標期間の業務実績に関する評価及び中期目標期間における業務の実績に関する評価の 3 種類があります。

①各事業年度に係る業務の実績に関する評価（年度評価）

当機構は、通則法第 32 条により、毎事業年度の終了後、各事業年度における業務の実績について、国土交通大臣の評価を受けることになっており、各事業年度の終了後 3 月以内に、業務の実績及び自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を国土交通大臣に提出するとともに、公表しなければならないとされております。また、国土交通大臣は、当該評価を行ったときは、遅滞なく、当機構に対し、評価結果を通知するとともに、必要があると認めるときは、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができるとされております。なお、通知内容は公表しなければならないとされております。

②中期目標期間終了時に見込まれる中期目標期間の業務の実績に関する評価（見込み評価）

当機構は、通則法第32条により、中期目標期間の最終年度の直前の事業年度までにおける中期計画の進捗状況

及び最終年度の終了時までに見込まれる業務の実績について、国土交通大臣の評価を受けることとなっており、中期目標期間の最終年度の直前の事業年度の終了後３月以内に、中期目標期間終了時に見込まれる業務の実績及び自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を国土交通大臣に提出するとともに、公表しなければならないとされております。また、国土交通大臣は中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標期間の業務の実績の評価を行ったときは、当機構のほか委員会に対し、遅滞なく、その結果を通知するとともに、必要があると認めるときは、当機構に対し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができるとされております。なお、通知内容は公表しなければならないとされております。

③中期目標期間における業務の実績に関する評価

当機構は、通則法第32条により、中期目標期間における業務の実績について、中期目標期間終了後３月以内に、改めて中期目標期間全体の業務の実績及び自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を国土交通大臣に提出し、評価を受けることとなっております。また、国土交通大臣は中期目標期間の業務の実績の評価を行ったときは、当機構のほか委員会に対し、遅滞なく、その結果を通知するとともに、必要があると認めるときは、当機構に対し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができるとされております。なお、通知内容は公表しなければならないとされております。

④中期目標の期間の終了時の検討

国土交通大臣は、通則法第35条に基づき当機構の中期目標期間終了時に見込まれる中期目標期間における業務実績に関する評価を行ったときは、中期目標期間の終了時までには当機構の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする」とされております。国土交通大臣は、検討の結果及び講ずる措置の内容を委員会に通知するとともに、公表しなければならないとされ、委員会は、通知された事項について必要があると認めるときは、国土交通大臣に意見を述べなければならないとされております。さらに、委員会は、当機構の主要な事務及び事業の改廃に関し、国土交通大臣に勧告することができるとされております。

なお、評価結果等については、当機構のホームページ

(<http://www.jrtt.go.jp/010organization/Plan/plan-index.html>) をご参照下さい。

(４) 内部管理等の体制

①役員による運営

当機構の役員は理事長１名、副理事長１名、理事長代理１名、理事７名及び３名の監事があります。このうち理事長、副理事長、理事長代理及び理事により構成される役員会において当機構の経営及び業務運営に係る重要な個別事項に係る審議を行います。

第５ 経理の状況

２. 当機構の財務について

(２) 財務諸表の作成について

①当機構は、通則法第38条第１項により、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後３月以内に国土交通大臣に提出し、その承認を受けなければならないとされております。

③当機構は、通則法第38条第３項及び第４項により、上記の規定による国土交通大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報、日刊新聞紙又は電子公告により公告し、かつ、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監査報告及び会計監査報告を記載した書面を、各事務所に備えて置き、国土交通省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならないとされております。

3. 参照書類を縦覧に供している場所

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

(横浜市中区本町六丁目 50 番地 1 横浜アイランドタワー)

なお、当機構ホームページ(<http://www.jr-tt.go.jp/>)にも掲載しています。